



見たい! 知りたい!

# 九州農業

動き出した基本計画



**2026**年版  
7月発行

農林水産省  
九州農政局



# 目次

## 第1章 今年の話題

|                   |   |
|-------------------|---|
| 動き出した食料・農業・農村基本計画 | 2 |
|-------------------|---|

## 第2章 統計から見たい

### 構造

|         |    |
|---------|----|
| 九州農業の特徴 | 22 |
| 農業産出額   | 24 |
| 農業経営体   | 26 |
| 耕地面積    | 27 |

### 生産

|        |    |
|--------|----|
| 米      | 28 |
| 小麦・大豆  | 29 |
| 野菜     | 30 |
| 果樹     | 31 |
| 花き     | 32 |
| 地域特産作物 | 33 |
| 畜産     | 34 |

## 第3章 施策を知りたい

### 産業

|                   |    |
|-------------------|----|
| 需要に応じた米生産         | 38 |
| 米粉                | 39 |
| 水田農業における高収益作物の導入  | 40 |
| 花きの消費拡大           | 41 |
| 肉用牛・酪農の生産基盤の維持・強化 | 42 |
| スマート農業の推進         | 43 |
| 経営所得安定対策等         | 44 |
| 地域資源活用価値創出        | 45 |
| みどりの食料システム戦略      | 46 |
| 農業生産工程管理（GAP）     | 47 |
| 食料システム法の施行        | 48 |
| 農産物・食品流通の合理化      | 49 |
| 知的財産の活用           | 50 |
| 卸売市場の役割           | 51 |

### 人

|                  |    |
|------------------|----|
| 地域計画の推進          | 52 |
| 農業経営の法人化         | 53 |
| 認定農業者制度          | 54 |
| 新規就農             | 55 |
| 女性農業者の活躍         | 56 |
| 農業分野における外国人材の受入れ | 57 |

### 食

|                    |    |
|--------------------|----|
| 農林水産物・食品の輸出拡大      | 58 |
| 和食文化の保護・継承と魅力発信    | 61 |
| 食品ロスの削減            | 62 |
| 食育の推進・円滑な食品アクセスの確保 | 63 |
| 農畜産物の防疫対策          | 64 |
| 消費者の信頼確保           | 66 |

### 農地

|           |    |
|-----------|----|
| 基盤整備      | 68 |
| 国営土地改良事業等 | 69 |
| 農業水利施設等   | 70 |
| 荒廃農地解消の取組 | 71 |

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| <b>地域（農村）</b>         |     |
| 農業・農村の多面的機能と環境保全      | 72  |
| 棚田を含む中山間地域等の活性化       | 74  |
| 環境保全型農業               | 75  |
| 再生可能エネルギーの利用（バイオマス）   | 76  |
| かんがい施設                | 77  |
| 農業遺産                  | 78  |
| むらの宝                  | 79  |
| 農泊の推進                 | 80  |
| 農業と福祉との連携             | 81  |
| 鳥獣被害対策                | 82  |
| ジビエ利用拡大               | 83  |
| <b>災害</b>             |     |
| 自然災害                  | 84  |
| 災害への備え                | 86  |
| <b>【参考】</b>           |     |
| 県別の農業産出額              | 89  |
| <b>第4章 取組事例を知りたい</b>  |     |
| <b>産業</b>             |     |
| スマート農業の推進             | 100 |
| 園芸                    | 101 |
| 畜産                    | 102 |
| 地域資源活用価値創出            | 103 |
| GAPの取組                | 104 |
| <b>人</b>              |     |
| 地域外からの担い手の参入          | 105 |
| 集落営農の合併               | 106 |
| 新規就農                  | 107 |
| 女性の活躍                 | 108 |
| 労働力の確保                | 109 |
| <b>食</b>              |     |
| 農林水産物・食品の輸出           | 110 |
| 農作物に大きな被害を与える病虫害の防除対応 | 111 |
| 食育の推進                 | 112 |
| <b>農地</b>             |     |
| 国営土地改良事業等             | 113 |
| 土地改良事業を通じた農村振興        | 114 |
| <b>地域（農村）</b>         |     |
| 棚田を含む中山間地域            | 115 |
| 農泊の推進                 | 116 |
| 農福連携                  | 117 |
| 鳥獣対策                  | 118 |
| ジビエ利用拡大               | 119 |
| <b>災害への備え</b>         |     |
| 災害への備え                | 120 |

- 図表の数値は、原則として四捨五入しており、合計とは一致しない場合があります。
- 本資料発行後、数値が概数値から確定値となる等によりかわる場合がありますので、利用に当たっては、各種報告書又は農林水産省（九州農政局）のウェブサイト上で提供している統計データ、関係資料をご確認下さい。

# 第1章

## 今年の話題



# 今年の話題 ―動き出した食料・農業・農村基本計画―

## 【基本計画の着実な実行】

令和7(2025)年4月、改正食料・農業・農村基本法に掲げた理念の実現に向け、今後5年間で農業の構造転換を集中的に進めるため、「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

九州地域においては、基本計画に基づき、担い手の確保や地域計画による農地の集積・集約化、スマート農業技術の導入など食料自給力を確保する取組、輸出拡大など海外から稼ぐ力を強化する取組が行われています。また、合理的な価格形成や食品アクセスの確保など国民一人一人の食料安全保障を確保する取組、有機農業の推進など環境負荷の低減を図る取組、農村RMOなど農村の振興を図る取組も進められています。

「見たい！知りたい！九州農業2026」では、このような九州における食料・農業・農村の取組や現状を、統計や具体事例も併せて紹介します。

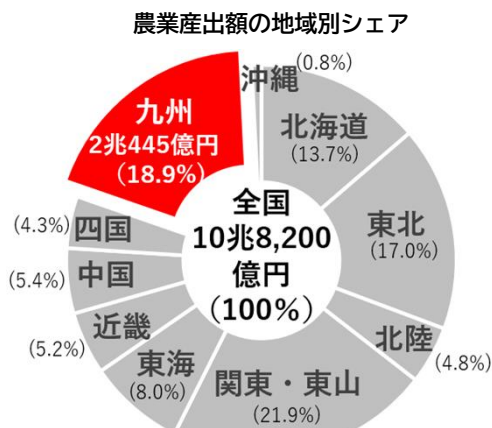
## I 食料自給力の確保

九州は全国の農業産出額の約2割を占める我が国有数の食料供給基地であり、今後も我が国の食料自給力を確保する上で重要な役割を果たすことが期待されます。

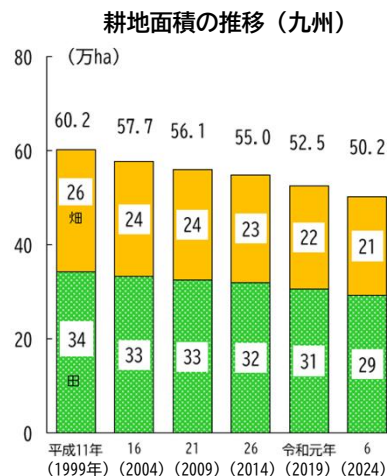
九州の耕地面積は、担い手の高齢化、宅地や道路への転用等により直近5年間で2.3万ha減少(5%減)しています。また、九州の農業経営体数は、直近5年間で3.3万経営体減少(20%減)し、基幹的農業従事者も5年間で5.3万人減少(24%減)しています。

一方、法人経営体は、令和7(2025)年時点で5,866経営体で、5年前に比べ370経営体増加(7%増)しており、農業経営体の減少が進む中、離農した経営体の農地の引き受け手となっています。

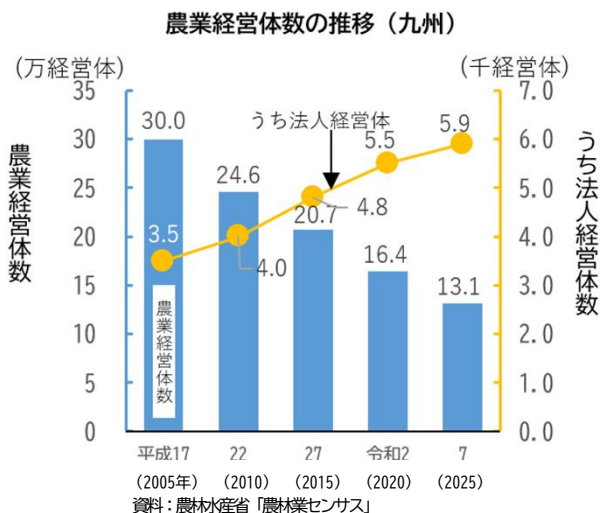
このような状況において食料自給力を確保するためには、企業の農業参入の促進や地域計画のブラッシュアップを通じて農地の集積・集約化や担い手の確保を進めることや、スマート農業技術の導入により生産性の向上を図ることが必要です。



資料：農林水産省「令和6年生産農業所得統計」



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」



資料：農林水産省「農業センサス」



ロボット田植え機



## 【取組事例】

- ①国営事業地区への企業の農業参入・・・P7 ④「スマート農業」の推進・・・P10  
 ②農業経営発展計画制度の全国第1号認定・・・P8 ⑤米の低コスト生産への挑戦・・・P11  
 ③地域計画のブラッシュアップ・・・・・・・・・・P9

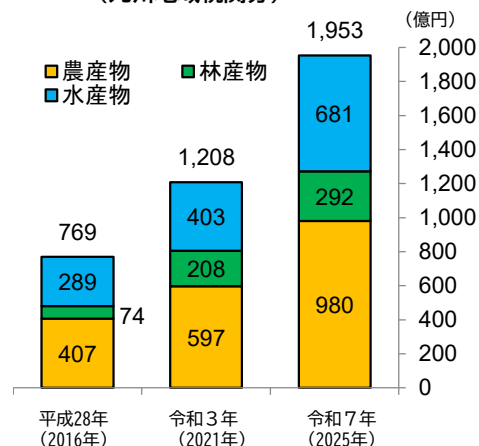
## II 輸出の促進

九州農業は、多様な農林水産物について供給能力があるという強みを生かし、輸出拡大を通じて「海外から稼ぐ力」を強化しています。

基本計画において、令和12(2030)年の農林水産物・食品の輸出額目標が5兆円とされている中で、令和7(2025)年は、1兆7,005億円と13年連続で過去最高を更新しています。九州の港等からの輸出額も前年より約2割増加して、1,953億円となり、過去最高を更新しました。また、主な輸出先は中国、米国、韓国、台湾、香港などで、品目は、牛肉、緑茶、いちご、丸太、ブリなどとなっています。

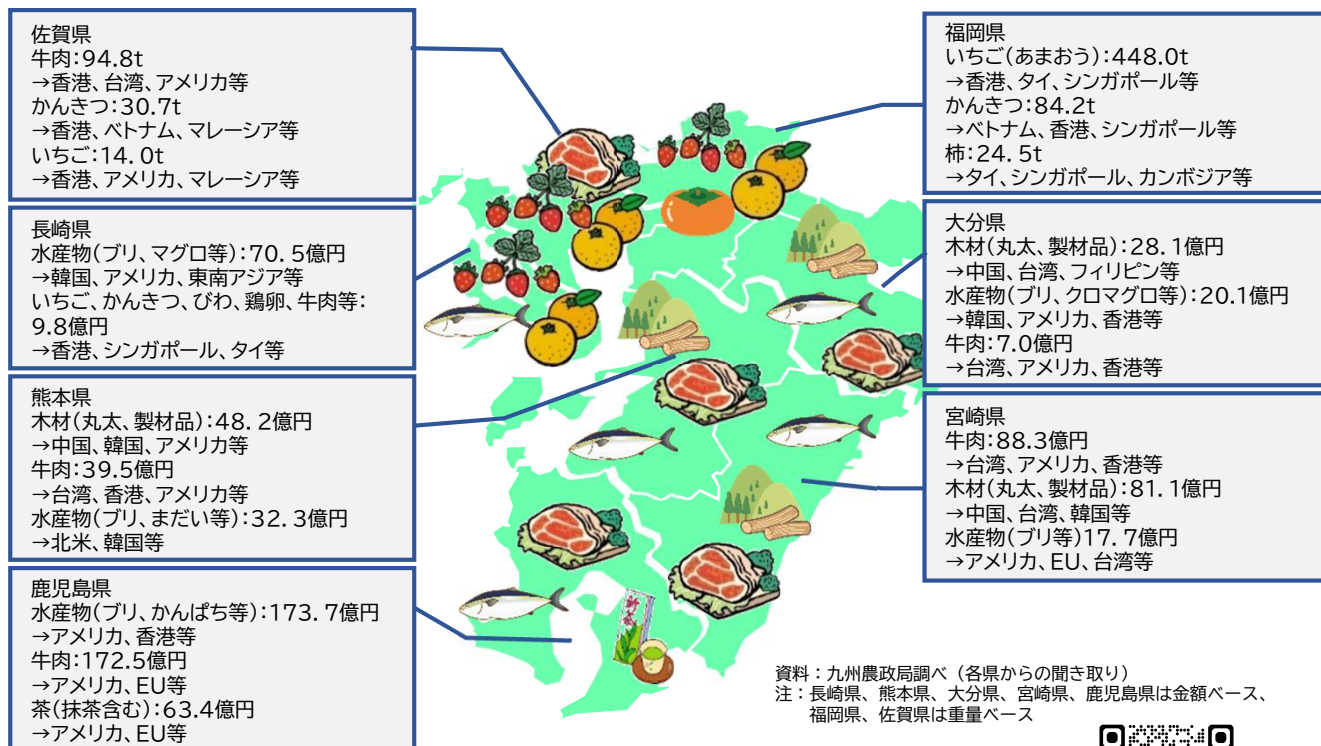
国内市場の縮小が進む中、成長する海外市場を見据えた輸出の促進は、農業・林業・水産業経営の収益力向上に寄与する重要な取組です。

農林水産物・食品輸出額の推移  
(九州地域税関分)



資料：財務省貿易統計をもとに九州地域の港等からの輸出額を九州農政局で集計。

令和6(2024)年 九州各県の主な農林水産物の輸出品目と輸出先



資料：九州農政局調べ(各県からの聞き取り)  
 注：長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県は金額ベース、福岡県、佐賀県は重量ベース

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/

## 【取組事例】

- ①世界市場に挑む九州の農業(農林水産物・食品)・・・P12  
 ②世界市場に挑む九州の農業(畜産物)・・・・・・・・・・P13



### Ⅲ 国民一人一人の食料安全保障

原材料価格や物流費の高騰、人件費の上昇などの影響もあり、生産や流通のコストが上昇し、そのコストが販売価格に十分反映されにくい状況が続いています。食料の持続的な供給を実現するためには、生産から消費に至る食料システム全体で合理的な費用が考慮される仕組みの構築が必要であり、このことを踏まえ、令和7(2025)年6月に食料システム法が制定されました。

同法については、食品産業の持続的な発展を促す認定制度と合理的な費用を考慮した価格形成に向けた食品等の取引の適正化に関する措置が講じられており、食品等の取引の適正化については、九州農政局でも専門職員（フードGメン）を配置し、生産から販売に至る各段階の取引実態の調査等を行うほか、新たに設置した情報受付窓口での対応も行っています。

また、高齢化や小売業の廃業、低所得者層の割合の拡大などを背景に、食料品等の購入に不便や苦勞を感じる者や経済的理由により十分な食料を入手できない者が発生しています。このような者への食品アクセスを確保することは、一人一人の食料安全保障の確保を図るうえで重要です。このため、九州農政局は、家庭で余っている未利用食品を持ち寄りフードバンクなどへ寄付する活動である「フードドライブ」を開催しました。

#### 【食料システム法のポイント】

##### 食品産業の持続的な発展

- ① 食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能です。
- ② こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、食品産業の持続的な発展を図ります。

##### 合理的な費用を考慮した価格形成

- ① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
- ② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が判断基準を定めます。大臣は、フードGメンによる情報収集等の結果を判断基準に照らし、必要に応じて指導・助言等の措置を講じます。
- ③ 農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。
- ④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、コスト割れを抑止します。

資料：食料システム法概要パンフレットを基に九州農政局が作成



熊本地方合同庁舎  
フードドライブ開催

～食品ロス削減と子ども食堂支援をつなぐ取組～

九州農政局は熊本地方合同庁舎でフードドライブを実施し、集まった食品をクリスマス前に熊本県内の子ども食堂へ届けます。「まだ食べられる食品」を「笑顔につながる贈り物」に変える取り組みで、年末の支援の輪を広げます。

2025 12. 22 月  
10:00～15:00

場 所 熊本地方合同庁舎A棟「消費者の部屋」  
提供先 熊本県フードバンク推進協議会  
(子ども食堂へ提供)  
贈呈式 12月23日(火) 14:00

| 受け入れ可能な食品                                     | 受け入れ不可の食品                              |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------|
| 賞味期限が1か月以上ある<br>常温保存可能な未開封食品<br>包装・外装が破損していない | 生鮮食品、冷蔵・冷凍食品<br>アルコール飲料<br>(料理酒・みりん除く) |

主催：農林水産省 九州農政局 消費・安全部 消費生活課  
協力：環境省 九州地方環境事務所 資源循環課  
問い合わせ先 食品アクセス担当  
TEL.096-300-6121

フードドライブ開催ポスター

食料システム法：  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>



食品アクセス（買物困難者等）問題ポータルサイト：  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku\\_akusesu.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu.html)



#### 【取組事例】

食をつなぎ地域を支える・・・P14

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立

環境と調和のとれた食料システムを確立するため、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、環境負荷低減の取組を進めることが必要です。九州では、令和6(2024)年時点での有機JASほ場面積が3,198haで5年間で約21%増加し、また、「みどりの食料システム法」に基づく化学肥料・農薬の低減などに取り組む農業者の認定制度「みどり認定」認定者は、令和7(2025)年度末4,234名と前年度約1.8倍増加(77%増)しました。

また、農林水産省は、大学・高校等において環境にやさしい取組を実践する学生・生徒が成果を発表する場として、令和7年度「みどり戦略学生チャレンジ」を開催しました。九州ブロックでは、令和6年度から6校上回る33校から応募があり、熊本県立熊本農業高校が高校の部において、農林水産大臣賞を受賞しました。

有機JASほ場の面積 (単位ha)

|         | 合計    | 田   | 畑     |
|---------|-------|-----|-------|
| 平成31年4月 | 2,634 | 329 | 2,150 |
| 令和6年3月  | 3,198 | 386 | 2,721 |

資料：農林水産省「県別有機JASほ場の面積（平成31年4月1日現在）（令和6年3月31日現在）」  
注1）平成31年4月合計欄は、きのこ栽培における採取場等を含むため、田畑の合計と合致しない。  
令和6年3月合計欄は、きのこ栽培における採取場等及びきのこやスプラウト等の栽培場を含むため、田畑の合計と合致しない。  
注2）表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。  
注3）牧草地は含まない。

「みどり認定」の状況

| 年月     | 認定者数<br>(経営体数) |       |
|--------|----------------|-------|
|        | 全国             | 九州    |
| 令和6年3月 | 5,373          | 514   |
| 令和7年3月 | 27,677         | 2,387 |
| 令和8年3月 | 36,380         | 4,234 |

資料：農林水産省「みどりの食料システム法に基づく生産者の認定状況（令和8年3月末時点）」を基に九州農政局において作成  
※みどり認定者とは、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者。



学生チャレンジ表彰式での熊本農高の生徒たち

みどりの食料システム戦略トップページ：  
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>



【取組事例】

- ①九州農業の未来を拓く若い力・・・P15
- ②広がる「有機農業」・・・・・・・・・・P16

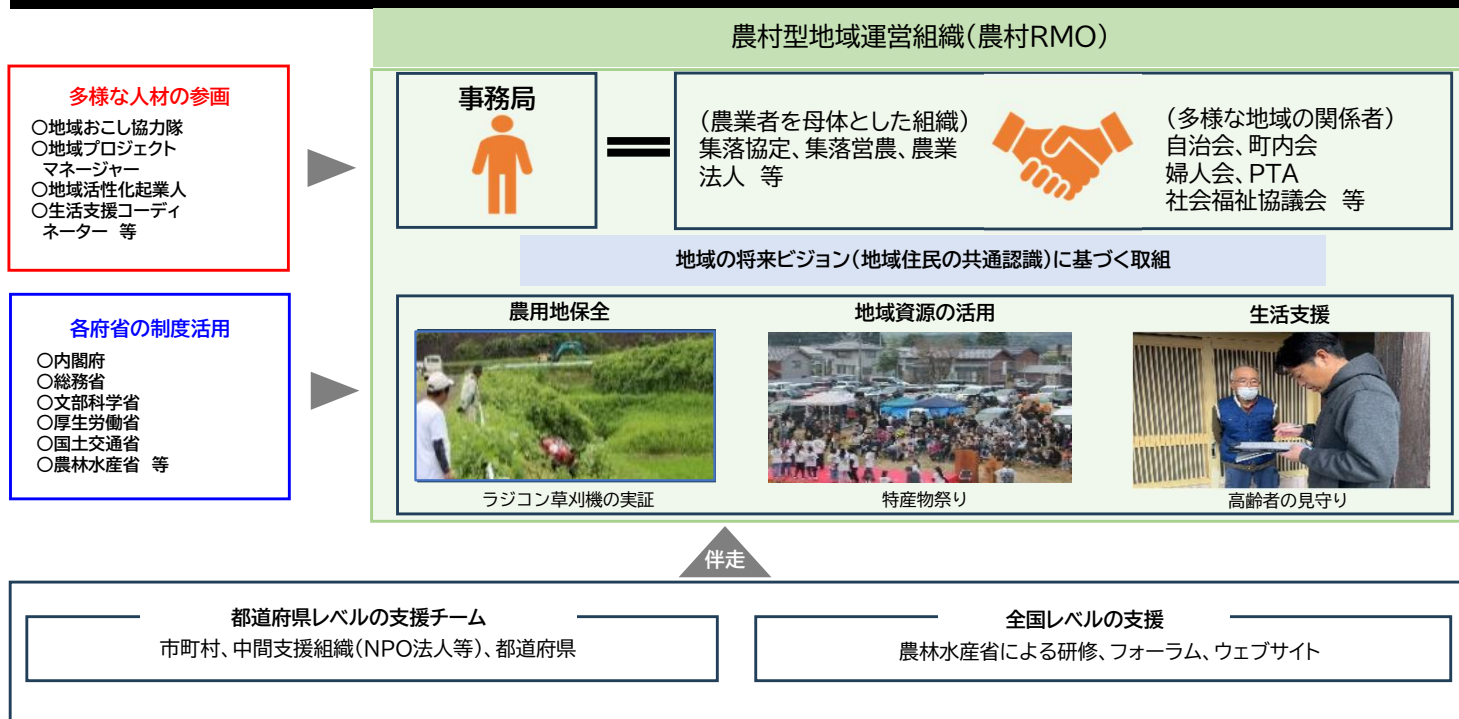
V 農村の振興

農村は、食料生産の基盤であるとともに、国土の保全、水源の涵養などといった多面的機能が発揮される場所です。一方で、人口減少や高齢化の進行により、集落機能が低下し農業生産活動に影響することが懸念されます。これに対応するため、農村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図り、農村との関わりを持つ者の参画促進等を通じて、農用地を保全することが必要です。

このため、集落協定や集落営農など農業者を母体とした組織と、自治会、町内会など多様な地域の関係者が連携して、農用地保全や地域資源の活用、生活支援を行う「農村RMO（農村型地域運営組織）」の形成が各地で広がっています。また、障害のある方などが農業分野で活躍する農福連携も各地で進み、障害者等の就労機会の創出と農業現場の人手不足解消に寄与しています。さらには、野生鳥獣による農作物被害は、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の増加を招くため、被害防止対策が進められており、また、捕獲したシカやイノシシを「ジビエ」として活用する取組も広がっています。

九州農政局は、これらの取組を促進するため、農村RMO推進フォーラム、農福連携等地域別交流会、野生鳥獣対策連絡協議会を開催するなど、農村の振興につながる活動を展開しています。

# 農村RMO形成に関する推進体制



資料：九州農政局作成



農福連携等地域別交流会



猪肉を使用したハンバーグ

写真提供：株式会社GreenPeace平戸ファクトリー

農村型地域運営組織(農村RMO)の推進 ～地域で支え合うむらづくり～：  
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/index.html>

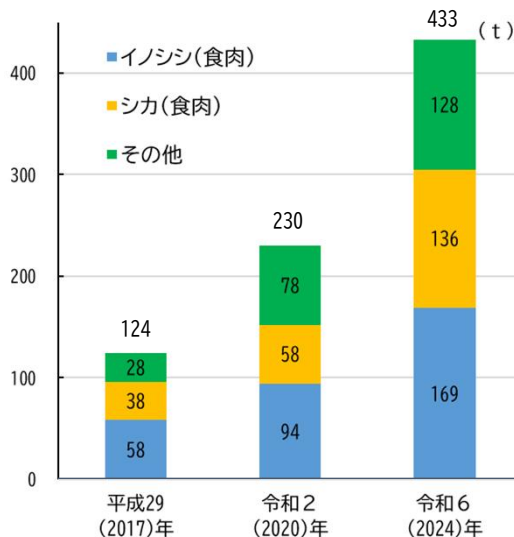
農福連携の推進：  
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/index.html>

鳥獣被害対策コーナー：  
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>

## 【取組事例】

- ①多様な担い手確保と地域農業の振興(農福連携) . . . . . P17
- ②人口減少時代における新たな地域づくり(農村RMO) . . . . . P18
- ③野生鳥獣とどう向き合うか . . . . . P19

ジビエ利用量の推移(九州)



資料：「令和6(2024)年度 野生鳥獣資源利用実態調査」(農林水産省)



# Ⅰ 食料自給力の確保

## ①国営事業地区への企業の農業参入

### 「<sup>うき</sup>宇城モデル」が描く地域活性化と食料の安全保障の未来

#### 宇城地区の整備と企業参入の背景

担い手の確保や農地集積、農業と食品産業の連携を進めることは、基本計画における「食料自給力の確保」をするうえで、重要な取組として位置付けられています。

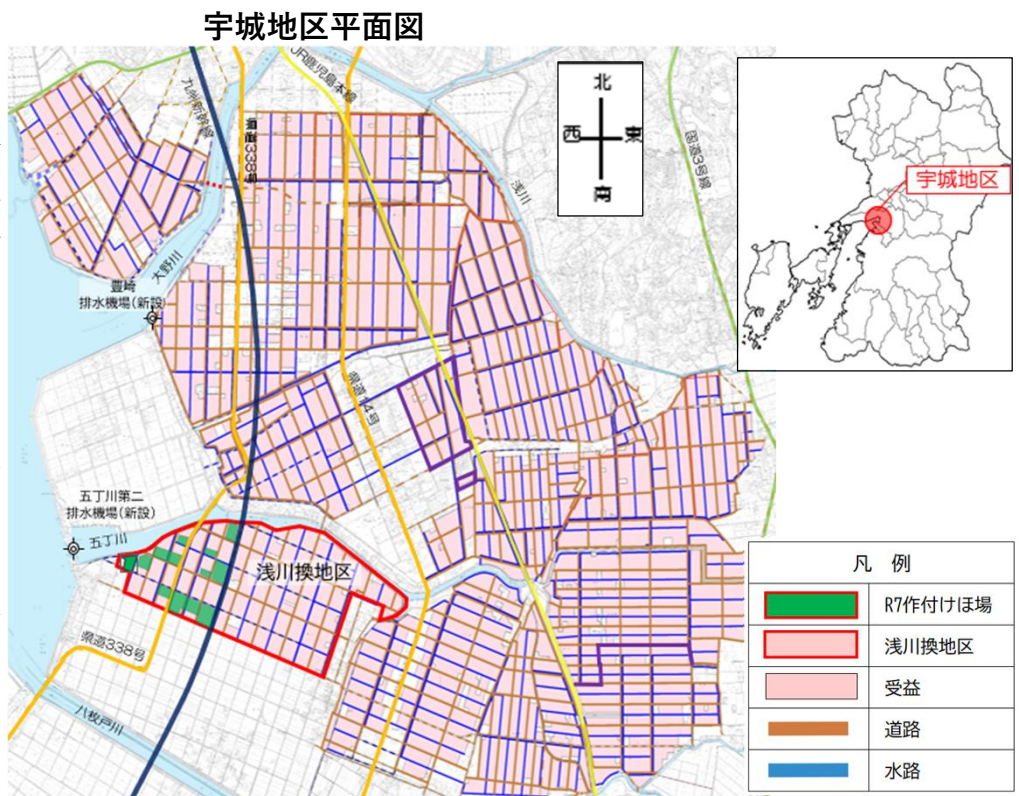
熊本県<sup>うきし</sup>宇城市で進められている国営緊急農地再編整備事業「宇城地区」は、農地の大区画化や排水対策により営農条件を改善し、担い手への農地集積を進める基盤整備事業です。本地区では777ヘクタールに及ぶ区画整理が進められており、こうした基盤整備事業は、良好な営農条件を備えた農地を確保するものであり企業の農業参入を促進する重要な事業です。

#### 地域とともに歩む産官連携モデルの構築

株式会社サンマルクホールディングスは、輸入原料価格の高騰を受けて供給不安に直面したため、自社生産原材料を確保すべく、宇城地区へ農業参入しました。

参入にあたっては、令和6(2024)年から宇城市と連携しながら農地の確保や営農条件の調整が進められ、地域農業者等の意向を丁寧に把握しながら合意形成を図り、取締役会で参入が決定されました。

令和7(2025)年7月には、農業事業を担う「株式会社サンマルクファーム」を宇城市内に設立し、9月には熊本県知事立会いのもと宇城市と営農に関する協定を締結しました。営農は水田の裏作を活用した6.5ヘクタールの小麦の作付けから開始され、外食産業を核に生産・流通・消費を一体化し、地域と協働する新しい農業の姿を示しています。



協定締結式（令和7年9月）  
（左から サンマルクHD藤川社長、  
熊本県木村知事、宇城市末松市長）



収穫祭（撮影日：令和8年5月22日）  
（左から 九州農政局緒方局長、末松市長、  
藤川社長、くまモン、木村知事）  
©2010熊本県くまモン

#### 持続可能な地域農業の実現へ

サンマルクHDは、今後、小麦の生産拡大に加え、水稻等を組み合わせた営農体系の確立を見込み、将来的には200ヘクタール規模の農業経営を目指しています。

九州農政局は、雇用の創出や地域経済の活性化、さらには農業と食品産業の連携強化による付加価値の創出など、多様な波及効果をもたらす、サンマルクHDのような企業の農業参入を推進していきます。

# Ⅰ 食料自給力の確保

## ②農業経営発展計画制度の全国第1号認定

### 「農匠なごみ」にみる新たな農業経営モデル

#### 農業の発展を支える制度の位置付け

令和7(2025)年に創設された農業経営発展計画制度は、基本計画において、農業の持続的発展と食料安全保障の強化を実現するための施策の一つとして位置付けられています。同計画では、担い手への農地集積や規模拡大、スマート農業の導入、農業法人と食品事業者との連携により、農業経営の収益力を高めていくこととされており、本制度は、こうした方向性を具体化し、外部資本や実需者のニーズを取り込みながら農業経営の発展を後押しする制度です。

#### 全国第1号の認定が示す意義

この農業経営発展計画制度の第1号として認定されたのが、農地所有適格法人である熊本県和水町の株式会社農匠なごみです。同社は大豆や大麦を生産し、同町で納豆や豆腐を製造する株式会社丸美屋から出資を受け、経営の強化に取り組んでいます。

農地所有適格法人は、通常、農業に関わる人が議決権の過半を持つ必要がありますが、本制度の認定を受けた場合には、農業に関わる人が議決権の3分の1以上を持ち、さらに農業者と食品事業者などを合わせて過半となればよいことになります。

このため、食品会社などが出資して議決権を高めることができる一方、農業者も引き続き経営の重要な判断に関わることができるため、農業者が経営の方向性を保ちながら、企業の資金力や販売、商品開発の知見を取り入れて経営を発展させることが可能です。

農匠なごみでは、この仕組みを活用して丸美屋からの出資を受け、経営面積の拡大や大豆保管施設の整備を進めるとともに、生産量と売上の向上を図っています。また、実需者と一体となった取組により、国産大豆の安定供給とニーズに応じた品質・数量の確保を実現しており、地域に根ざした農業と食品産業の連携事例として注目されています。

#### 地域農業への波及と今後の展望

本事例は、農業法人と食品事業者が資本面でも連携し、生産から加工・販売までを一体的に行う新たなモデルです。特に国産原料の安定確保の観点から、実需者と生産者が連携する意義は大きく、資金調達力の向上により経営面積の拡大や設備投資が進み、担い手の確保や農業の持続性向上にもつながることから、高収益農業への転換が期待されます。

九州農政局は、本事例を契機として制度の活用を広げ、輸入に頼っている作物の国内生産量を増やし、食料自給力の確保を推進していきます。

#### 農業経営発展計画制度とは

農地所有適格法人が、出資による提携事業者との連携措置を通じた農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例(出資可能枠の拡大)を措置する制度です。

- ☑ 農地所有適格法人は **資金調達を拡充** できます
- ☑ 提携事業者は **経営参画・連携強化** できます



認定証授与(令和8年4月)

左から 九州農政局緒方局長、(株)農匠なごみ東社長、(株)丸美屋東会長

(株)農匠なごみ  
(農地所有適格法人)



- ・経営面積の拡大
- ・生産量、売上高の増加
- ・大豆保管倉庫の増設
- ・企業ガバナンスの高度化



出資

丸美屋  
(食品事業者等)

- ・国産大豆使用比率の引上げ
- ・安定的な供給網の構築
- ・生産現場への経営関与



国産とんとん奴 国産パワーキッズ

本件の概要

# Ⅰ 食料自給力の確保

## ③地域計画のブラッシュアップ

### 話し合いにより地域農業の将来の姿を明確化

#### 地域計画とブラッシュアップの意義

農林水産省は、担い手への農地集積率を令和5（2023）年度の60.4%から令和12（2030）年度に70%へ高める目標を掲げています。今後、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集積・集約化等に向けた取組を加速していくことが喫緊の課題です。

こうした中、農林水産省では、地域の話し合いにより地域農業の姿を明確化する地域計画づくりを推進してきました。九州では、224市町村、3,528地区で地域計画が策定されています（令和7（2025）年4月末現在）。ここで明らかになったことは、九州で策定された地域計画面積のうち約3割の農地で将来の受け手が位置付けられていないということです。地域計画は一度作って終わりではありません。農地をどのように次世代に引き継いで地域を守っていくのか、引き続き地域で話し合い、その実現に向けて取り組んでいくことが必要です。

#### 地域計画の作成を通じて地域外からの担い手を誘致

大分県佐伯市下堅田1地区では、農業者の高齢化と担い手が少ないことに加えて、多くの農地を借り受けていた畜産農家の廃業を契機に、耕作放棄地が増える懸念がありました。

地域計画策定の話し合いを進める中で、大分県及び佐伯市から地域外から担い手を誘致する提案があり、同地区で話し合いを重ねた結果、廃業した畜産農家が耕作していたエリアを中心に地域外から担い手を誘致するエリアと地域の農業者が耕作するエリアに区分する方針を定めました。同時期に、大分県が建設業協会に対し農業参入を呼びかけたところ、経営の多角化を目指す佐伯市内の建設業者が興味を示したことから、参入に向けた話し合いを重ねながら地域計画の具体化を進め、目標地図を作成しました。

その後、さらにその建設業者が目標とする経営規模の実現に向けた話し合いを重ね、将来の受け手が明らかになっていなかった農地に同事業者を担い手として位置付けることができました（ブラッシュアップ）。

建設業者は、一部の農地で先行してキウイフルーツの定植を開始し、地域農業者と畔の草刈りを行うなど、地域と協力しながら良好な関係を築いており、今後更なる規模拡大や農地集約化などにつながることを期待されます。

当地域には、まだ将来的な受け手が定まっていない農地があり、今後もこれら農地の受け手について地域での話し合いが続けられます。



地域での話し合いの様子

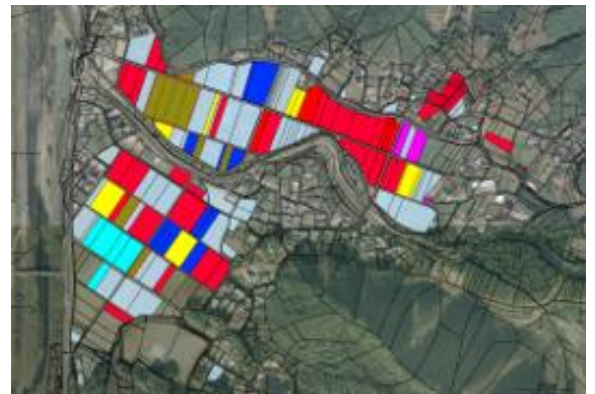
#### 地域計画のブラッシュアップの具体的な取組

- |             |                                                                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本となる取組     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 推進体制の整備</li><li>・ 地域農業の将来の在り方の再確認</li><li>・ 出し手・受け手の意向把握</li><li>・ 継続的な協議の実施</li></ul> |
| 地域の実情に応じた取組 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新規就農者誘致に向けた取組</li><li>・ 担い手の受入に向けた取組</li><li>・ 産地づくりに向けた取組</li></ul>                   |

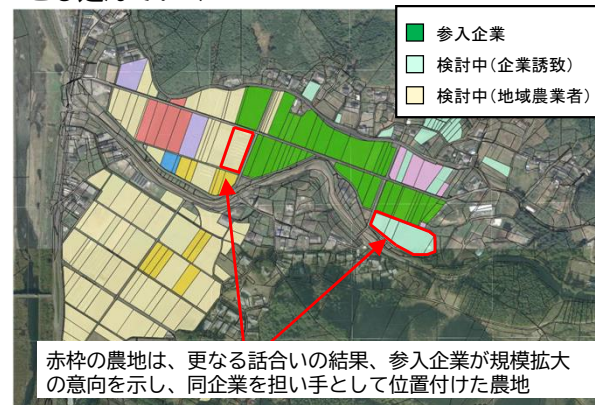
これらの取組を通じて担い手への農地の集約、受け手不在農地の解消等 → 目標地図に反映（地域計画のブラッシュアップ） → 目標地図に即し、農地バンクを通じて権利設定・集約化

（出典）農林水産省HP「地域計画のブラッシュアップについて」

#### 地域で話し合う前の耕作者別の農地の利用状況



#### 話し合いにより将来の農地の受け手を地図に落とし込んでいく



# Ⅰ 食料自給力の確保

## ④「スマート農業」の推進

### データと技術で切り拓く農業

#### スマート農業導入の必要性

近年、担い手の減少や高齢化に加え、気候変動の影響により生産環境が厳しさを増し、ロボット技術やICT等を活用したスマート農業が注目されており、農林水産省は、この技術を活用した面積の割合を、令和6(2024)年度の約20%(参考値)から令和12(2030)年度50%へ拡大する目標を掲げています。

九州においても、「スマート農業技術活用促進法」に基づく生産方式革新実施計画の認定制度の活用により、スマート農業技術の導入と併せ、その効果を高めるための生産方式の見直しを推進しています。

#### 各分野における生産方式革新実施計画

九州では、以下のように、生産方式革新実施計画の認定を受けてスマート農業技術を導入し、生産性向上等を目指している事例があります。

##### 【土地利用型農業】

水稻などの土地利用型農業では、自動操舵トラクター、ロボット田植機、農業用ドローンなどの導入と、作業効率を高めるための農地の大区画化や均平化等のほ場の形状変更を併せて進める必要があります。

宮崎県西都市の株式会社三共作業場さんきょうさぎょうじょうは、自動操舵トラクターや水管理システムの導入と、畦畔さいとしの除去によるほ場の区画拡大やほ場の高さを均一にするためのレーザーレベラーさんきょうさぎょうじょうを組み合わせることで、労働時間の削減と収量・品質の向上を目指しています。

##### 【施設園芸】

施設園芸では、複合環境制御装置の導入と、その効果を高める機能を備えたハウスの導入等を併せて進める必要があります。

熊本県益城町の株式会社果実堂かじつどうは、複合環境制御装置と大型換気窓付きハウスましきまちを組み合わせることにより、温度や土壤水分を最適に管理することで収量が増加し品質が安定することで収益性の向上を目指しています。

##### 【畜産】

畜産では、作業の自動化や畜舎内の環境を制御する飼養管理システムの導入と併せ、その効果を高める機能を備えた畜舎の導入等を進める必要があります。

宮崎県日南市の株式会社日南ファームにちなんは、飼養管理システムと外気と遮断したウインドレス豚舎にちなんを組み合わせることにより、豚舎内の温度・湿度を適切に管理し飼養管理の効率化と生産性の向上を目指しています。

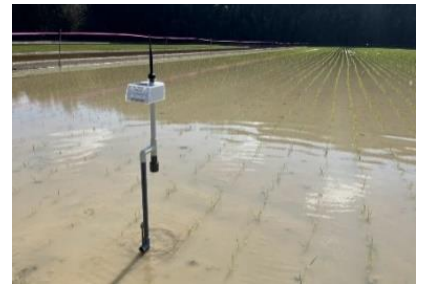
#### 未来につながる効果と今後の展望

スマート農業の取組は、労働時間の削減や作業負担の軽減に加え、収量や品質の安定化、経営規模の拡大などの効果をもたらします。また、データに基づく営農管理は、経験に依存しない農業の実現につながり、新規就農者にとっても魅力ある環境の整備に寄与しています。

今後は、技術導入とともに、その効果を高めるための新たな生産方式を導入していくことが重要であり、九州農政局は、生産方式革新実施計画の認定制度の活用を関係機関と連携して推進していきます。



自動操舵トラクターの運転席



水管理システム（水位測定器）



大型換気窓付きハウス



ウインドレス豚舎における自動給餌

# 食料自給力の確保

## ⑤米の低コスト生産への挑戦

### 超低コスト稲作で持続可能な水田農業

#### 生産コストの実態と低コスト化に向けた取組

稲作経営では、担い手の減少と高齢化に伴う労働力不足に加え、肥料や燃油など生産資材価格の上昇が経営を圧迫しています。

また、米の全算入生産費は全国平均で60kg当たり約1万5千円台となっており、労働費や農機具費の割合が高いことが特徴です。安定的な収益確保には、省力化と効率化が不可欠となっており、<sup>ちよくは</sup>水稻直播栽培やスマート農業技術の導入を通じ、作業負担の軽減と資材の適正投入を図る取組が進められています。

#### 佐賀県における超低コスト稲作の取組

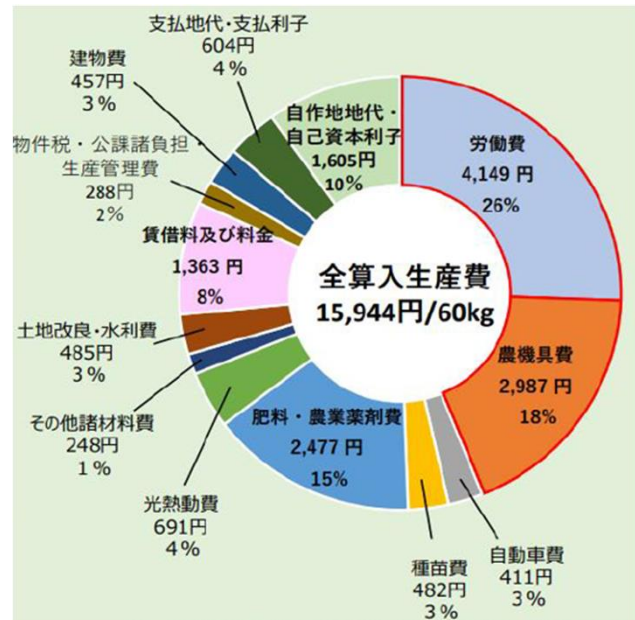
佐賀県では、担い手の減少・高齢化による労働力不足や生産資材価格の高騰に対応するため、県や市、中山間地域も含む生産者で構成する「佐賀県産米生産コスト低減対策協議会」を中心に、米の超低コスト生産に取り組んでいます。まずは、農業コンサルタントによるコスト・経営分析を行い、経営体の生産コストや課題を見える化したうえで、効果的なコスト削減対策を進めています。

具体的には、ロボットトラクター、ドローン、水位センサー等のスマート農業技術の導入により、耕起や播種、水管理、防除などの作業時間を大幅に削減するとともに、直播栽培の導入による省力化や多収品種の導入により収穫量を増やす取組を進めています。また、これまでほ場に出向いて経験と知識に基づいて行っていた葉色判断・施肥判断を衛星画像を活用した技術により完全自動化し、可変施肥による肥料使用量の削減を図るほか、多様な品種を作付けし作期分散を行い機械の稼働率を高めることで、労務費の低減につなげています。さらに、農業機械のメンテナンス技術の習得を進め内製化を図り、機械費の抑制にも取り組んでいます。

同協議会は、こうした取組を総合的に進めることで、令和5(2023)年度に60kg当たり13,985円であった生産コストを、令和8(2026)年度には9,432円まで約3分の1削減する目標を掲げています。

九州農政局は、このような生産コストを低減する取組として、スマート農業技術の導入と経営改善、農地集約化、直播栽培等の省力化技術の導入などを推進していきます。

令和5年産水稻の生産コスト（全算入生産費）  
【全国平均、認定農業者15ha以上、組織法人経営（稲作主体）】



資料：農林水産省「農業経営統計調査 農産物生産費統計」及び組替集計（令和5年度）

注1) 全算入生産費は、円グラフ各項目合計から副産物価額303円を引いて算出

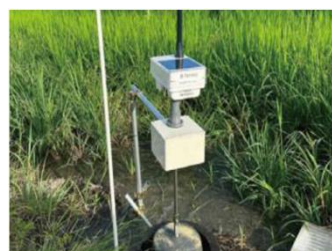
注2) 経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。



ロボットトラクター



ドローン



水位センサー



グレンドリル（トラクターに装着する播種機）による直播作業

## II 輸出の促進

### ①世界市場に挑む九州の農業（農林水産物・食品）

#### 輸出拡大で広がる農業の可能性

##### 輸出拡大で切り開く新たな成長

近年では、訪日外国人の増加による日本食への関心や健康志向の高まりを要因として、日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広く認識されるようになりました。農林水産省は、基本計画において、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げ、輸出拡大に向けた施策を総合的に進めています。

##### フラッグシップ輸出産地が示す成功モデル

農林水産省では、海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、一定以上の輸出実績を有するとともに、輸出取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定しています。フラッグシップ輸出産地は、複数の生産者等がまとまりを持って農林水産物やその加工品を生産し、輸出に向けた生産・出荷のためのルールを定めるなどの取組を行っています。九州の各産地では、規制対応や品質管理の工夫を重ねながら、着実に輸出実績を積み上げています。

##### 【北部九州いちご輸出促進協議会】

特別栽培のいちごを、台湾など品質要求の高い市場へ輸出しています。収穫後の時間管理を最重要視し、選果から出荷、輸送までを一気通貫で行う体制を整えることで、海外でも採れたてに近い状態で届ける工夫を重ねています。

また、苗を定植する前に炭酸ガス処理機器を用いて苗を燻煙し害虫の付着を防ぐなど、生産現場での技術改善を進め品質の安定と生産性の向上を図っています。

##### 【みかん輸出コンソーシアム】

宮崎県を中心に、九州各県等の生産者が連携し、温州みかんの輸出に取り組み、複数産地の協力を得て数量確保と計画的な出荷を可能としています。

また、主な輸出先である台湾向けには、商社などの中間業者を通さない直接貿易による輸出を行うことで、流通の無駄を省き、輸送ロスを極めて低い水準に抑えるなど、実務面での工夫が成果につながっています。



販売されている様子(台湾)

##### 【池田製茶株式会社】

鹿児島県の池田製茶株式会社は、1948年の創業以来培ってきた茶づくりの技術を生かし、抹茶専用工場の整備や、茶師十段（全国茶審査技術競技大会で認定された最高段位）の技による焙煎、ブレンドを通じて、茶本来のうまみを最大限に引き出した高付加価値製品の海外展開を図っています。

また、現地パートナー法人を設立し、同法人と連携したブランドづくりも進め、九州の茶の価値を世界に発信しています。



特別栽培いちごの紹介



フードショーへ出展  
(ロンドン)

##### 九州の食を世界へ

輸出拡大に向けては、輸送コストの上昇や国・地域ごとの規制対応など課題も存在しますが、フラッグシップ輸出産地の取組が示すように、産地が連携し、海外ニーズを的確に捉えた生産・流通体制を構築することで、これらの課題を克服する道が開かれています。

九州農政局は、このようなフラッグシップ輸出産地の形成を促進するとともに、その拡大・発展を後押しする支援を行っています。

## II 輸出の促進

### ②世界市場に挑む九州の農業（畜産物）

#### 輸出で支える地域畜産の未来

##### 輸出拡大で高まる九州産牛肉への期待

基本計画における輸出重点品目の中で、令和12(2030)年の輸出額1,000億円以上（加工食品を除く）を目標としているのは、牛肉とホタテ貝です。牛肉については、輸出目標額を1,132億円とし、令和6(2024)年実績の648億円から更なる拡大を目指しています。

九州は、全国有数の肉用牛生産地であり、生産される高品質な和牛の輸出拡大は、生産者の所得向上と地域畜産の持続的な発展に寄与する重要な取組です。

特に注目されているのは、世界人口の約4分の1を占めるイスラム圏への輸出です。イスラム教徒は、ハラールと呼ばれる基準を満たすものしか口にすることができないので、こうした市場への参入には、専用の処理施設や認証取得が必要となります。このような課題はあるものの、人口の多いイスラム圏は有望な市場であるため、宮崎県では、ハラールに対応した施設整備や輸出体制の構築が進められており、その中核的な役割を担うのが株式会社SEミート宮崎です。

##### 宮崎牛の魅力を伝える「SEミート宮崎」の挑戦

株式会社SEミート宮崎は、宮崎県西都市に立地する県内では初のハラール対応の食肉処理施設であり、国の「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業」を活用して令和6(2024)年2月に竣工しました。最新鋭の機器と徹底した衛生管理のもとで、と畜から加工まで一貫した処理を行うことで、高品質な牛肉の輸出を可能としています。同社の特徴は、畜産農家、処理施設、輸出事業者が一体となった体制を構築している点にあり、こうした連携により、生産から輸出までをつなぐサプライチェーンを形成し、安定的な販路の確保と畜産経営の安定化を目指しています。輸出の取組は、令和6年のカタールへの輸出施設認定を皮切りに、クウェート、アラブ首長国連邦(UAE)、さらに令和8(2026)年2月にはインドネシアへの輸出施設認定を取得して、輸出先を着実に拡大しています。

また、現地でのレセプションや試食会などを通じて宮崎牛の魅力を発信し、販路拡大にも積極的に取り組んでおり、世界市場における和牛のブランド力向上にも寄与しています。



(株)SEミート宮崎外観



工場内の様子



いざ！インドネシアへ

##### 輸出先の多角化による国際競争力の向上

SEミート宮崎は、ハラール認証を受けた食肉処理施設を有し徹底した衛生管理体制を構築して高品質な食肉を提供しています。今後は、イスラム圏に加えアメリカやEU諸国への輸出を見据え国際的な食品衛生管理体制の強化に取り組むとしています。ハラール対応という強みを活かし、多様な市場ニーズに応え販路を拡大することで九州産牛肉の国際競争力の向上が期待されます。

九州農政局は、輸出重点品目に位置付けられている牛肉の更なる輸出拡大に向け、輸出先国の規制に対応した施設整備を促進するとともに、輸出先国のマーケット調査や商談への対応などを行うコンソーシアムの設立・運営などを支援していきます。

# Ⅲ 国民一人一人の食料安全保障

## ①食をつなぎ地域を支える

### 食と環境の課題に取り組む

#### 食品アクセスの確保

基本計画では、「国民一人一人の食料安全保障」を重要な柱の一つに位置付けて、国全体として食料の供給を確保するだけでなく、平時から誰もが必要な食料にアクセスできる環境を整えることが重要としています。

物理的・経済的な理由により食料の入手に困難を抱える人々への対応として、未利用食品の有効活用やフードバンク等の活動の充実・強化が位置付けられています。こうした取組は、食品アクセスの確保だけでなく、食品ロスの削減や地域の支え合いにもつながるものとして期待されています。

#### フードドライブがつなぐ支え合いの輪

私たちの身の回りでは、まだ食べられる食品が家庭などで使われないまま廃棄される一方、さまざまな事情により日常的な食事の確保に困難を抱える人がいます。フードドライブは、家庭で余っている未開封で賞味期限内の食品を集め、フードバンクや福祉団体を通じて食品を必要とする人へ届ける取組です。食品を有効活用することで食品ロスの削減につながるほか、廃棄に伴う環境負荷の軽減にも寄与することから、食と環境の両面の課題解決につながる取組として広がっています。

こうした中、九州農政局では食品アクセスへの理解を深め、行動につなげる取組として、令和7（2025）年12月22日に熊本地方合同庁舎でフードドライブを実施しました。本取組は九州地方環境事務所との合同開催とし、庁舎職員や一般の来庁者にも参加を呼びかけた結果、お米や乾麺、インスタント食品など合計607点、総重量約120キログラムの食品が集まりました。集まった食品は熊本県フードバンク推進協議会を通じて県内のフードバンク団体や子ども食堂などへ提供され、地域の支え合いにつながりました。フードドライブは、食品を届けるだけでなく、提供する側と受け取る側の双方が食の価値や支え合いの大切さを改めて考える機会にもなっています。

九州農政局が実施したフードドライブのイメージ



#### 食を通じて地域とつながる九州農業

農業は、食料を生産するだけでなく、地域の暮らしを支える役割も担っています。

また、フードドライブは、行政、地域の人々が連携し、未利用食品を活用する取組であり、身近に参加できるフードドライブを通じて、農業が地域社会とともに歩み、食を大切にする輪を広げていることをご紹介しました。

九州農政局は、今後もこのような食品アクセス確保のための取組を推進していきます。



受付の様子



善意が詰まった食品たち



贈呈式の様子



感謝の気持ちを胸に

# Ⅳ 環境と調和のとれた食料システムの確立

## ①九州農業の未来を拓く若い力

### みどり戦略学生チャレンジから見る新しい食と農のかたち

#### 環境と調和した食料システムの確立に向けて

基本計画では、食料システムを持続可能なものとして将来へ引き継ぐため、「環境と調和のとれた食料システムの確立」を重要な施策の柱の一つとして位置付けています。

農林水産省では、農業生産から食品産業、消費に至るまで、環境への負荷を低減しながら持続的な食料供給を実現するため、化学肥料等の使用低減、有機農業の拡大、温室効果ガスの排出削減などの取組を進めています。こうした取組を将来にわたって発展させていくためには、次代を担う若い世代の参画が欠かせません。「みどり戦略学生チャレンジ」は、そのような若い世代を育成する取組として注目されています。

#### みどり戦略学生チャレンジが育む次世代の力

「みどり戦略学生チャレンジ」は、みどりの食料システム戦略の実現に向け、将来を担う若い世代へ環境に配慮した取組を促すため、全国の高校や大学等の学生が、地域の農業や食を取り巻く課題に向き合い、解決策を考え実践する取組を発表する場として実施しています。

本チャレンジの特徴は、アイデアだけでなく、地域や現場と連携した実践的な取組を重視している点にあります。学生の柔軟な発想と行動力は、みどり戦略の理念を具体化する原動力となり、地域農業に新たな視点をもたらしています。



募集ポスター

#### 大臣賞に輝いた熊本農業高校の先進的な取組

第2回みどり戦略学生チャレンジにおいて、高校の部に出場した熊本県立熊本農業高等学校が農林水産大臣賞を受賞しました。同校は、「持続可能な養豚経営」をテーマに、飼料費高騰や食品廃棄物といった現場課題に正面から向き合いました。

食品廃棄物や規格外野菜を活用したエコフィードの導入、製茶後の副産物を飼料として活用した肉質改善に加え、新たなブランド豚「赤ぶた」を開発し、商品化や販売活動まで一貫して取り組んだ点が高く評価されました。

本取組は、環境負荷低減と経営改善、さらには地域活性化を同時に実現したものであり、学生の取組が地域農業の未来を切り拓く力となることを示した優良事例です。

**取組名** 持続可能な養豚経営を目指して  
～「くまもの赤」による地方創生プロジェクト～

**受賞者** 熊本県立熊本農業高等学校

#### 取組概要

- 飼料費の高騰、食品廃棄といった課題に対して、地域の食品廃棄物の活用等を通じて、持続可能な養豚経営の実現を目指した取組。
  - ①エコフィード（食品廃棄物や規格外野菜を使用した家畜用飼料）の活用による飼料費の削減
  - ②製茶後の副産物を用いた肉質改善
  - ③新たなブランド豚「赤ぶた」開発・普及活動
  - ④「赤ぶた」を使った商品開発、県内店舗やふるさと納税等を活用した販売活動
- を通じて、飼料費削減・廃棄物削減に加え、地域活性化にも貢献。



発表の様子



表彰式の様子

# Ⅳ 環境と調和のとれた食料システムの確立

## ②広がる「有機農業」

### 九州における取組と展開

#### 未来を耕す有機農業～ネットワークが生む新たな展開～

有機農業は、化学肥料や化学農薬を使用せず、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に加え、国際情勢に左右されにくい農業生産の確立に資する取組として期待されており、基本計画では、令和12(2030)年度までに有機農業の取組面積を令和4(2022)年度の3.0万haから6.3万haへ拡大することを目標として掲げています。

有機農業を推進するためには、生産者、研究機関、企業などの連携が重要であることから、九州農政局では令和8(2026)年1月「有機農業推進ネットワーク集会」を開催し、有機農業の現状や課題について情報共有と意見交換を行い、生産から流通・消費までをつなぐネットワークを形成し、有機農業を地域全体で支える体制づくりを進めています。

#### 九州各地の特徴的な取組事例

九州各地では、様々な工夫を凝らし多様な有機農業が実践されています。

①福岡県桂川町<sup>けいせんまち</sup>の合鴨家族古野農場<sup>ふるの</sup>では、長年にわたり合鴨農法を体系化し、水稻栽培において除草と害虫防除を同時に実現しています。特に独自に開発した除草機を組み合わせることで、省力化と安定生産を両立しており、有機農業における技術革新の好例となっています。

②佐賀県唐津市<sup>からつし</sup>のささき農園では、自然薯の有機栽培において、山の自然環境を活かした土づくりを行い、三年をかけて土壌を育成するという独自の手法を確立しています。また、自然薯を用いた高付加価値商品を開発し、高級飲食店へ販売しています。

③長崎県雲仙市<sup>うんぜんし</sup>のナチュラルファームینگ合同会社では、有機オリーブの葉に着目し、リーフ製品を中心として医薬品用途にも着目した商品開発や海外展開を視野に入れた取組は、従来の農産物販売とは異なる方向性を示すものであり、有機農業の新たな可能性を切り開いています。

④大分県宇佐市<sup>うさし</sup>の安心院オーガニックファーム<sup>あじむ</sup>では、多棟ハウスを活用したベビーリーフの大規模生産を行い、全国への安定供給体制を確立しています。また、同市内の酒造メーカーから譲り受けた焼酎かすを堆肥として使用するなど地域資源も活用しています。

これらの事例に共通するのは、地域資源や独自技術、流通・販売の工夫を組み合わせることで、持続可能な経営を確立している点です。

#### 有機農業の持続可能な発展へ

有機農業は広がりを見せていますが、課題も多く見られます。特に、除草や害虫対策に伴う労働負担や人手不足、資材費や輸送費の高騰は、経営を左右する大きな要因です。また、気候変動による影響や、有機JAS認証の維持に係る負担も課題となっています。

こうした課題に対応するため、各地では、機械化や技術の工夫による省力化、販売の多様化、地域連携による安定供給体制の構築などの取組が進められており、今後、消費者の理解促進や人材育成を進めることが重要です。

九州農政局は、ネットワークの活用や情報発信を通じて関係者の連携を一層強化し、有機農業の持続的な発展に向けた支援を続けていきます。



ネットワーク集会の様子



合鴨農法



自然薯とレンコンの餅と色鮮やかな根菜  
(G20大阪サミット首脳夕食会)



オリーブの葉の摘み取り



ベビーリーフの収穫の様子



ベビーリーフのサラダ

# V 農村の振興

## ①多様な担い手確保と地域農業の振興

### 農業と福祉が支え合う「農福連携」の取組

#### 農福連携が広げる地域農業の可能性

農福連携とは、農業と福祉が連携し、障害者をはじめとする多様な人材が農業分野で活躍することを通じて、農業経営の発展と社会参加の促進を同時に実現する取組です。

基本計画では、農福連携を農村における所得の向上と雇用機会の創出を図る取組の一つとして位置付け、多様な人材の参画を促進することとしています。農福連携は、障害者の就労機会の拡大と地域社会の活力向上にも寄与する取組として期待されており、こうした取組を広げていくためには、農業者、福祉関係者、自治体など関係者が相互に理解を深め、連携を強化していくことが重要です。

#### 地域をつなぐ交流の場と農福連携の広がり

九州農政局では、農業者や福祉事業所、自治体、関係機関などが相互理解を深め、農福連携の取組を地域に広げていくため、令和7(2025)年8月には熊本地方合同庁舎(熊本市)で「農福連携等地域別交流会」を開催しました。この地域別交流会では、農業者、福祉事業所、企業、行政機関など幅広い関係者が参加し、農福連携に取り組む経営体や福祉事業所による事例発表のほか、参加者同士の意見交換が行われ、農業現場の人手不足や障害者の就労機会の確保など、双方が抱える課題の解決に向けた連携の可能性について活発な議論が交わされました。

また、九州では、各地で農福連携の取組が広がっています。

①福岡県福岡市の一般社団法人社会福祉支援協会では、水産加工会社との連携により障害者が専門的な加工業務を担い、障害者の特性に応じた作業分担により人手不足の解消と生産性向上を実現しています。

②鹿児島県南大隅町の社会福祉法人白鳩会では、茶や野菜の栽培から加工・販売までを行い、障害者の安定した就労を実現しています。茶園では障害者が乗用摘採機などの農業機械を操作して作業を担うなど、能力を生かした活躍の場を広げており、地域農業の維持にも貢献しています。

ほかの地域でも、障害者の就労支援と農業経営の発展を両立させながら、地域農業の維持や地域コミュニティの活性化につながる取組が展開されています。

#### 持続的な地域農業に向けて

農福連携は、多様な人材が農業に関わり続けられる環境を整え、地域農業を将来につなげていくための有効な手段の一つといえます。

九州農政局は、地域別交流会の開催や同交流会で得られた知見や情報などを、九州地域農福連携促進ネットワーク会員へメールマガジンで配信するなど、農業と福祉が連携し社会生活上支援を必要とする者の社会参画と、これを通じた地域農業の振興に寄与する農福連携を推進していきます。



地域別交流会での事例発表



水産加工品のパック詰め



地域別交流会の様子



茶の収穫機の操作

# V 農村の振興

## ②人口減少時代における新たな地域づくり

### 地域の地盤を守る～農村RMOの取組～

#### 未来へのヒント ～農村RMO推進フォーラム

農村では、人口減少と高齢化の進行により、地域の暮らしを支える人そのものが減少しており、農地の管理や集落単位での共同作業自体が難しくなり、買物や見守りなど生活面にも影響が広がっています。

基本計画では、人口減少下においても農村の暮らしを維持し、農村コミュニティを持続的に発展させるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援を一体的に進める農村RMOの形成を推進することとされています。

九州農政局では、令和7(2025)年11月、農村RMO推進フォーラムを開催し、関係者（地域、自治体等）がどのような役割を担って課題を乗り越えてきたか、それぞれの関係者に期待されること、日頃からの関係性など地域づくりのヒント、課題解決の手法などについて意見交換が行われました。



推進フォーラムのチラシ

#### やまがし 山鹿市における実践

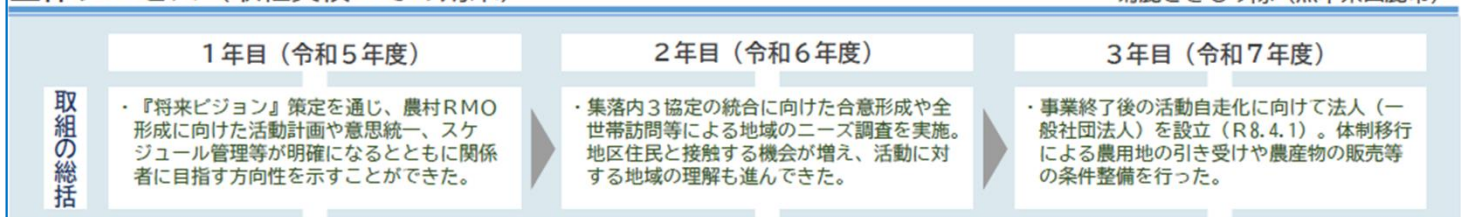
農村RMOの取組として、<sup>ばんしよ</sup>熊本県山鹿市番所地区（<sup>きくか</sup>菊鹿さきもり隊）の事例が挙げられます。同地区では、これまでそれぞれで活動していた複数の集落協定を3つの集落協定に統合し、地域全体で活動する体制へと大きく転換しました。これにより、個々の農家に依存していた農地保全から、地域が一体となって支える仕組みへと変化しています。また、「番所の棚田」という地域資源を核に、景観の維持と農業体験や伝統行事の復活などに取り組み、地域の魅力と活力を取り戻す動きが進められています。

さらに、遊休農地を活用した農産物の試験栽培やブランド化、情報発信による交流促進などにより、収益確保と関係人口の拡大にも挑戦しています。生活面では、高齢者のニーズ把握や郷土料理の伝承活動を通じた交流の場づくり、移動販売車の運行など、暮らしを支える取組も進められています。

こうした活動を持続的に展開するため、一般社団法人を設立し、地域の課題を自ら捉え、話し合いを重ねながら取組が行われており、農村RMO形成の好事例となっています。

#### 全体プロセス（取組実績とその効果）

菊鹿さきもり隊（熊本県山鹿市）



農用地保全（草刈り）



地域資源活用（遊休農地の活用、農業体験）



生活支援（高齢者見守り、郷土料理伝承）



#### 持続的可能な地域づくりへ

農村RMOの取組は、地域における農地の保全、生活環境の維持・改善のために重要な取組です。

九州農政局は、地域の人々が知恵を出し合い、資源を活かして、農村の振興が図られるよう、関係機関と連携し農村RMOの形成を推進していきます。

# V 農村の振興

## ③野生鳥獣とどう向き合うか

### 深刻化する野生鳥獣被害と求められる対策

#### 被害を防ぐ三つの力

#### ～とる・まもる・よせつけない～

近年、イノシシやシカなどの野生鳥獣による農作物被害は全国的に深刻な状況が続いており、九州でも課題となっています。鳥獣被害は農作物の損失だけでなく、営農意欲の減衰をもたらし耕作放棄や離農の原因になるなど、地域農業や農村に深刻な影響を及ぼしています。こうした状況に対応するため、基本計画では「とる（個体群管理）」「まもる（侵入防止対策）」「よせつけない（生息環境管理）」の三つの柱を基本として対策を推進しています。

農地周辺等で鳥獣を捕獲するとともに、侵入防止柵によって農地への侵入を防ぎ、放任果樹などを伐採して鳥獣が寄り付きにくい環境を地域ぐるみで行えるかが対策の効果を左右します。



資料：農林水産省HP 鳥獣被害の現状と対策

#### 九州地域連絡協議会が描く実践的な防除のかたち

こうした課題に対し、九州農政局では令和7(2025)年12月に「九州地域野生鳥獣対策連絡協議会」を開催しました。国・県・市町村や研究機関が一堂に会し、保護・管理と防除を一体で進める観点から、研究成果や地域の取組事例が共有され専門家の知見を踏まえた検討・協議を行いました。

また、現地検討会では、地域の実情に応じた対策が報告され、現場で実行可能な防除体制づくりなど意見交換を行いました。



連絡協議会の様子

#### 九州ジビエフェストが広げる「食」と「地域資源」の可能性

捕獲した鳥獣の活用として注目されているのがジビエの利用です。九州では、各県の処理加工施設で構成する「九州ジビエコンソーシアム」が中心となり、ジビエの消費拡大や鳥獣被害問題への理解促進に取り組んでいます。その取組の一つとして福岡市で「九州ジビエフェスト」が令和8(2026)年3月に開催され約5,000人が来場しました。フェストでは、ジビエ料理の提供や猪革や鹿骨ガラスを活用したクラフト体験、大手食品メーカーによるジビエとスパイスをテーマにしたワークショップなどを通じてジビエの魅力が発信されました。その中でも、九州ジビエラーメンが約1,000杯提供されジビエの認知度の向上が図られました。



ジビエフェストポスター

#### 被害対策と資源活用を両立する地域づくり

鳥獣被害対策は、地域農業の維持に直結する課題であるため、防除と資源活用を一体的に進める必要があります。

九州農政局は、協議会を含む関係機関と連携し、鳥獣被害防止対策を促進するとともに、ジビエ処理加工施設の整備など利用拡大の取組を行っていきます。



ジビエフェストの様子

